

## (7) 生徒の懲戒に関する規程

### 第1条 (趣 旨)

この規程は、沖縄県立高等学校学則第33条及び第37条の規定にもとづき、生徒の懲戒に関する事項を定めるものとする。

### 第2条 (目 的)

懲戒は生徒の非行を防止し、または反省させるためにこれを行う。

### 第3条 (決定及び処分)

校長及び教員は、教育上必要があると定めたときは、職員会議に諮り、生徒を懲戒することができる。

### 第4条 懲戒は、訓告、停学及び退学とし、その処分は校長が行う。

### 第5条 (訓 告)

訓告は、保護者の出席を求め、生徒指導係及び関係職員立ち会いの上、校長から訓戒を与え、保護者連署の誓約書及び一定期間中の反省日誌を提出させる。

### 第6条 (停 学)

停学は、有期(2週間以内)、無期(2週間以上)として、保護者の出席を求め、生徒指導部職員及び関係職員の立ち会いの上、校長から戒告を与え、その期間自宅謹慎するとともに、その期間中の反省日誌を提出させる。ただし、保護者からの申し出により、自宅謹慎を登校指導に置き換えることができる。

- 1、 停学処分(自宅謹慎の場合)を課せられた生徒については、自宅謹慎期間中に定められた日に、出校させ、関係職員による生徒指導、学習指導を受けさせるものとする。
- 2、 登校指導の場合、停学指導期間中は生徒指導室において指導を受け、校内の奉仕活動に積極的に参加し、その期間中の反省日誌を記録する。

### 第7条 (退 学)

退学は、次の各号の一に該当する者に対して行い、保護者の出席を求め、生徒指導部係及び関係職員の立ち会いの上、校長から訓戒を与え、退学の勧告をなし、応じないときは除籍する。除籍された者は、復学することはできない。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他の生徒として本分に反した者。
- (5) 停学期間中にふたたび懲戒などに値する行為をした者。

### 第8条 (特別指導)

特別指導は、訓告及び停学の懲戒指導を与えられる者に対し課せられるものであり、その期間中授業を受け、早朝及び放課後の学習や美化作業などに従事し、反省日誌を提出させる。

### 第9条 (解 除)

校長は、懲戒に付された者が改悛の情顕著と認めるときは、保護者連署の誓約書を提出させ職員会議に諮りこれを解くことができる。

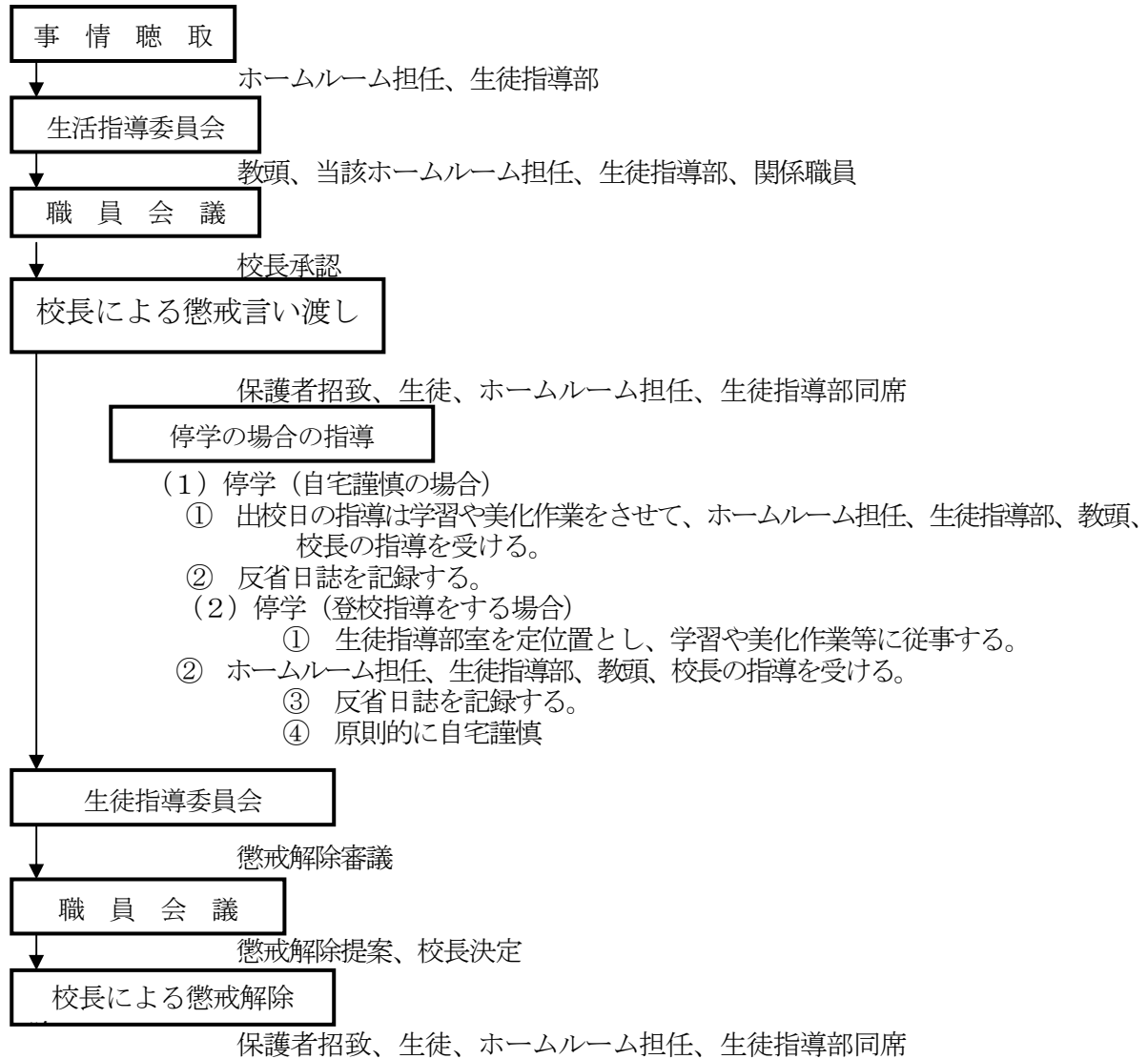
### 第10条 懲戒により退学した者が一年以内に復学を願い出たときは、校長は、職員会議に諮り、相当学年に復学を許可することができる。

#### 附 則

1. 懲戒指導に関する運用細目
  - (1) 校長注意に値するもの  
自動車学校における自動車練習(校長の許可を得た3年生を除く)、ただし2度目からは停学を課す。
  - (2) 訓告に値するもの  
深夜徘徊、カンニング、賭博
  - (3) 停学に値するもの

- 飲酒、飲酒同席、喫煙、喫煙同席、タバコ所持、車両運転（自転車を除く）、車両同乗、運転ほう助、免許取得（校長の許可を得た3年生を除く）
- (4) 停学に関しては、原則として1度目は1週間、2度目からは2週間とし、必要と認める場合には、1度目、2度目を問わず特別指導を加えることができる。ただし、特別指導は、停学期間終了より数週間行う。
- (5) その他、暴力、窃盗、交通事故などの重大な事態発生の場合には職員会議で懲戒を検討する。

## 懲戒指導の手順及び指導内容



※ 特別指導がある場合は、早朝、放課後の学習や美化作業に従事する。